

平成28年3月23日
山梨県消防学校

消防職員特別教育玉掛業務従事者 安全衛生教育を実施しました



山梨県消防学校では、玉掛け業務に従事する有資格者（前回の技能講習等を修了後、概ね5年を経過した者）を対象に、労働安全衛生法第60条2第2項の規定に基づく教育訓練を実施しました。

1 実施日

平成28年3月18日（金）

2 訓練場所

山梨県消防学校（中央市今福1029番地1）

3 訓練内容

- | | |
|--------------------|-----|
| （1）最近の玉掛け用具等の特徴 | 1時間 |
| （2）災害事例研究及び関係法令 | 2時間 |
| （3）玉掛け用具等の取扱いと保守管理 | 3時間 |
| （4）行事その他 | 1時間 |

4 修了者

5消防本部 11人



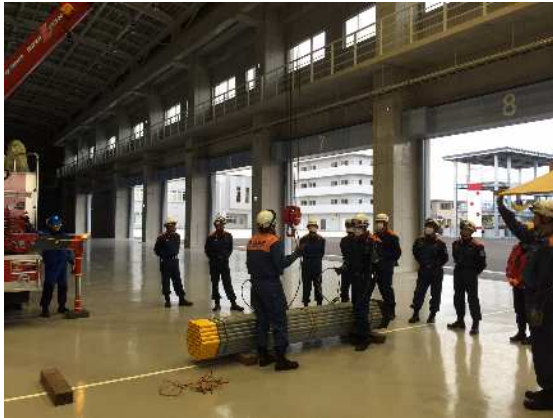
入校式



オリエンテーション



実 習



実 習



修了式

問い合わせ先
山梨県消防学校 教務スタッフ
055-273-4078